

小括（４）

◆共通アンケート

病理検体の取り扱いに関する各種条件については、病理検査未実施施設においても、比較的把握されている項目が多い。

項目によっては『わからない・知らない・把握できていない』ことが2～3割を占める。

今後、その『わからない』ことのある手術室やその他、病理検体を取扱う他部署への調査を試みることで、今より良い検体取り扱い方法や、具体的に改善できる業務が見つかる新たな一手となる可能性がある。

アンケート集計作業から感じたこと

がんゲノムプロファイリング検査保険収載のニュース

メディアで報道

一般の方々の中でも関心が高まっている『がんゲノム医療』

検査対象・条件

標準治療がない固形がん患者または局所進行もしくは転移が認められ、標準治療が終了となった固形がん患者

しかし…

遺伝子変異が検出されない…
治療薬が見つからない… etc

がんゲノム医療の課題の一つ

日本国内で実際にがんゲノム医療に
結びつく患者はわずかに1割程度

アンケート集計作業から感じたこと

ただでさえ治療まで繋がられる確率が低いと言われるがんゲノム医療を、**我々の病理検体取扱いの不備が原因で、さらにその可能性を下げてしまうような事はしてはならない。**

現状では中核拠点病院などの限られた施設でしか遺伝子プロファイリング検査を受けることができない。
そのため、**その他の施設は『がんゲノム医療とは直接関係していない』**と思いがち。

しかし実際には各施設から、
『紹介元として遺伝子プロファイリング検査に使用する検体を提供して頂く』
という事例が多数存在する。

コンパニオン診断と同じように、
『各施設における精度管理やガイドラインに沿った検体の取扱いが、質の高いがんゲノム医療に繋がる重要なポイント』となることを忘れてはいけない。

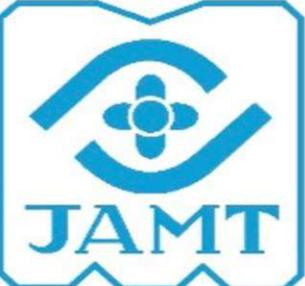
総括

アンケート結果には正解・不正解があるものではなく、自施設における現在の病理検体取扱いの方法が患者さんの治療にとって最も的確であるかどうか、改めて他施設と比較してみることで、業務の見直しや改善に本調査結果を活用して頂きたい。

【令和3年度アンケート調査（案）】

- ・ 継続調査している項目や、今年度の新規項目を再検討
 - ・ タスク・シフト/シェアに関する調査

Vol.26No.16 会報JAMT ホームページ掲載 令和2年9月1日号



会報 JAMT
JAPANESE ASSOCIATION OF MEDICAL TECHNOLOGISTS

発行所
一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会
発行責任者 宮島 昌文
編集責任者 櫻澤 恵祐

〒143-0016 東京都大田区大森北4丁目10番7号
TEL (03) 3768-4722 FAX (03) 3768-6722
ホームページ <https://www.jamt.or.jp>

P1～P3 医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフト/シェアの推進に関する検討会 進捗報告
P4 新型コロナウイルス感染症並びに新興感染症対策関連の要望書を提出

医師の働き方改革を進めるためのタスク・シフト/シェアの推進に関する検討会 進捗報告

代表理事/副会長 丸田 秀夫

【令和3年度アンケート調査（案）】

現行制度上実施可能な業務（17項目）

| 厚労省内で整理された具体的な業務内容 | | 厚労省内で整理された具体的な業務内容 | |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 心臓・血管カテーテル検査、治療における超音波検査や心電図検査、血管内の血圧の観察・測定等、直接侵襲を伴わない検査装置の操作 | 10 | 画像解析システムの操作 デジタル病理画像のスキャナー取り込み 取り込んだ画像データの管理 デジタル病理画像管理機器装置の調整 |
| 2 | 所見の下書きの作成 生検材料標本、特殊染色標本、免疫染色標本等 | 11 | 病理診断書のダブルチェック 誤字脱字、左右や臓器記載違い等 |
| 3 | 細胞診や超音波検査等の検査所見を報告書に記載し、担当医に交付 (留意事項：担当医は、報告書内容を確認し、診断を行う) | 12 | 病理解剖 (留意事項：保健所長に解剖実施の許可を受けて臨床検査技師が実施可能。厚生労働大臣より死体解剖資格の認定を受けている場合は、保健所長の許可を受けることなしに実施可能。) |
| 4 | 医師の説明等の前後に輸血に関する定型的な事項や補足的な説明と同意 (輸血療法や輸血関連検査の意義・解釈、輸血のリスクなど) 医師と患者、家族等が十分な意思疎通をとれるよう調整 輸血承諾書への署名を求め受領 | 13 | 検査にかかる薬剤を準備して、患者に服用してもらう ・糖負荷試験にかかるブドウ糖液を患者に渡し服用してもらう ・気道可逆性検査（呼吸機能検査）にかかる気管支拡張剤を患者に吸入してもらう ・脳波検査にかかる睡眠導入剤を患者に渡し服用してもらう ・尿素呼気試験の尿素錠を患者に渡し服用してもらう |
| 5 | 救急救命処置の場において、医行為に含まれない補助行為の実施 生理学的検査・採血、検体検査、検査室への搬送・血圧測定など | 14 | 負荷心電図検査等の生理学的検査実施前に患者に装着されている生体情報モニターの血圧や酸素飽和度などのバイタルサインを確認し、医師等と事前に取り決められた範囲の値になっているかどうかを確認し、検査を実施が可能かどうかを確認する |
| 6 | 超音波検査 (留意事項：身体に挿入して行う超音波検査を実施するに当たっては、養成機関や医療機関等において必要な教育・研修等を受けた臨床検査技師が実施することともに、医師は、当該超音波検査を実施する臨床検査技師が安全に実施できる技術を有するかを十分確認の上、指示すること。) | 15 | 輸血実施後、副作用出現の有無の観察、異変出現時、医師等への状況報告 |
| 7 | 生理学的検査（省令第1条の2）実施の際の口腔内からの喀痰等の吸引 | 16 | 健診等で行う接触を伴わない簡易な視力測定・眼圧測定 |
| 8 | 血液製剤の洗浄・分割、血液細胞（幹細胞等）・胚細胞に関する操作 | 17 | 持続陽圧呼吸療法導入の際に行う陽圧の適正域を測定する検査 (脳波、心電図、呼吸の気流を検知するフローセンサー、いびき音を拾うマイクロフォン、胸壁・腹壁の拡張を検知する圧センサーの装着・脱着) |
| 9 | 手術検体等に対する病理診断における切り出し | | |

【令和3年度アンケート調査（案）】

法令改正が予定されている業務（8項目）

| | 厚労省内で整理された具体的な業務内容 | 法令区分 | 教育研修 |
|---|--------------------------------------------------------------------------|------|------|
| 1 | 採血に伴い静脈路を確保し、電解質輸液（ヘパリン加生理食塩水を含む）に接続する行為 | 政令事項 | (c) |
| 2 | 肛門にバルーンを挿入し、バルーンに空気を注入して圧を測定する直腸肛門検査 | 省令事項 | (b) |
| 3 | 持続自己血糖測定検査（皮下の間質液で測定する測定器を装着する行為を含む） | 省令事項 | (b) |
| 4 | 運動誘発電位・体性感覚誘発電位に係る電極装着（針電極含む）・脱着 | 省令事項 | (b) |
| 5 | 経口、経鼻又は気管カニューレ内部から喀痰を吸引して採取する行為 | 政令事項 | (b) |
| 6 | 消化管内視鏡検査・治療において、医師の立会いの下、生検鉗子を用いて消化管から組織検体を採取する行為 | 政令事項 | (c) |
| 7 | 静脈路に成分採血のための装置を接続する行為、成分採血装置を操作する行為、 | 法律事項 | (b) |
| 8 | 超音波検査に関連する行為として、静脈路に造影剤を注入するための装置を接続する行為、造影剤を投与するために造影剤を注入するための装置を操作する行為 | 法律事項 | (b) |

先送りとなった業務（11項目）

| 提案した業務 | |
|--------|------------------------------------|
| 1 | 検査のための眼脂等の採取 |
| 2 | 検査のための外耳道から耳漏等の採取 |
| 3 | 検査のための泌尿器・生殖器からの検体採取 |
| 4 | 子宮頸がん検査のための細胞診用の検体採取 |
| 5 | 眼底検査の散瞳剤の投与 |
| 6 | 眼振電図検査における温度刺激検査のための外耳道への温冷水の注入 |
| 7 | 輸血実施 |
| 8 | 点滴、輸液ポンプ、シリンジポンプの操作・安全管理 |
| 9 | 上部内視鏡検査の際の前処置 |
| 10 | 肝腫瘍マイクロ波凝固法、肝腫瘍ラジオ波焼却療法に係る機器の操作・管理 |
| 11 | 筋電図検査の針電極の穿刺（体幹を除く） |

タスクシフトの項目として示された具体的な業務内容について、各施設の現状把握や今後の導入の可能性を探ることができるような調査も今後計画してみたい。